(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字山川字勝田川頭西平八〇七の四（次の図に示す部分に限る。）、字水谷頭九二一、大字大父字美濃海九九七の三、九九七の六、九九七の一九八、九九七の二一六、字ヒシャケ一〇一二、字大山家一〇一三の一、字木地林ノ一　一〇四五から一〇四七まで、一〇四七の一、一〇四七の二、一〇四八

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字勝田川頭西平八〇七の四

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字大父字宮ノ谷九九三の四、九九三の五、九九三の七から九九三の九まで、岩美郡岩美町大字相谷字甲ヶ坪一七九の一（次の図に示す部分に限る。）、大字網代字網代坂二八三、字大網代南側二九九、三〇一の一、三〇二、三〇三、三〇四の一、三〇五から三〇七まで、三〇九、字先網代四〇六から四〇九まで、四〇九の一、四一〇の三、大字岩本字島根山一二一四の一、一二一六の一、一二一六の五、字松山一二二四、一二二六、一二二八、一二三〇、一二三五、一二三六、字綿市谷一二三八の一、一二三八の二、一二三九の一、一二四〇の一、一二四〇の三、一二四二、一二四三、一二四五から一二四七まで、一二四九から一二五七まで、一二五九の一、一二六〇、一二六二、一二六三の一、一二六三の二、一二六四から一二八六まで、一二八七の一、一二八七の二、一二八八、一二八九の一、一二八九の二、一二九〇から一二九三まで、一二九四の一、一二九四の二、一二九五から一二九八まで、一二九九の一、一三〇〇、一三〇一、一三〇四、一三〇五、一三一一、字稲荷山一三三五の一、字家ノ上一三三七、一三四二の一、一三四二の二、一三四三の一、一三四三の二、一三四六、一三五五、一三五六の一、一三五七から一三六二まで、一三六三の一、一三六四、一三六五の一、字沓井一三六六、一三六七、一三六八の一、一三六八の二、一三六九の一、一三六九の二、一三七〇の一、一三七〇の二、一三七一の一、一三七一の二、一三七二の一、一三七二の二、一三七三、一三七四の一から一三七四の三まで、一三七五の一、一三七五の二、一三七八の一、一三七八の二、一三七九の一、一三七九の二、一三八〇、一三八一の一、一三八一の二、一三八二の一、一三八二の二、一三八三から一三八九まで、一三九〇の一から一三九〇の三まで、一三九二の一から一三九二の三まで、一三九四の一、一三九四の二、一三九五、一三九六、一四〇〇の一、一四〇〇の二、一四〇二、一四〇三、一四〇四の一、一四〇四の二、一四〇五の一、一四〇五の二、一四〇六から一四〇九まで、一四一〇の一、一四一〇の二、一四一一、一四一二の一から一四一二の三まで、一四一三の一、一四一三の二、一四一四の一から一四一四の五まで、大字大谷字越後谷二二一三の三、字一ノ谷二三三七の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字甲ヶ坪一七九の一、字先網代四〇六から四〇九まで、四〇九の一、四一〇の三

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字網代字網代坂二八四の一、二八五の二、二八六の一（次の図に示す部分に限る。）、字大網代南側二八九、二九二の一、二九二の二、大字大羽尾字屋敷四二〇から四二四まで、大字鳥越字原谷奥九七三の三、字大谷東側九八六の四、九八六の六、字嫁ヶ谷一〇〇一の一、一〇〇一の二、一〇〇二、大字大谷字畑ノ谷二一一四の一、二一一五、二三一六の二、二三一八の二、字西筒竹二二一六の二、字宮ノ谷二三二六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○気象庁告示第十一号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十二日

気象庁長官　櫻井　邦雄

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第10507号	転倒ます型雨量計の感部ＴＫＦ－１－ＵＤ	東京都板橋区大山金井町53番７号	竹田計器工業株式会社	平成22年８月27日
第10508号	転倒ます型雨量計の感部ＴＫＦ－２－ＵＤ	東京都板橋区大山金井町53番７号	竹田計器工業株式会社	平成22年８月27日

○国土交通省告示第千五十四号

阪神間都市計画事業新住宅市街地開発事業名塩新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

工区番号

2－4、17－2、24－7、25－1、38－1、42－6、45－1